

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第197号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款地球温暖化対策室の項を次のように改める。

地球温暖化 対策室	地球温暖化 対策課長 「DO Y OU KY OTO?」 プロジェクト推進課長 エネルギー政策企画 課長 エネ ルギー事業 推進課長	
--------------	---	--

第1条第1項の表環境政策局の款循環型社会推進部の項中「循環企画課」を「ごみ減量
推進課」に、「減量企画係長」を「減量企画係長 事業ごみ減量企画係長 事業ごみ減量啓

まち美化推 進係長」に,	調査係長 管理係長 業務推進係長 減量活動支援係長 美化活動支援 係長
-----------------	---

まち美化推 調査係長 管理係長 業務推進係長

進課	減量活動支援係長 美化活動支援 係長
廃棄物指導課	規制係長 産業廃棄物指導係長 一般 廃棄物指導係長

に改め、同款事業系廃棄物対

策室の項を削り、同表行政局の款総務部の項中「市庁舎整備係長」を削り、「庁舎管理係長」を「庁舎管理係長 新庁舎整備推進係長 新庁舎建築整備係長 新庁舎設備整備係長」に改め、「配車係長」を削り、同款財政部の項中「財産有効活用係長」を「財産有効活用係長 公共施設マネジメント推進係長」に改め、同表総合企画局の款政策企画室の項中「政策企画室」を「総合政策室」に、「政策企画課長」を「大学政策課長 大学連携推進課長」に、「企画係長 政策調査係長」を「大学企画係長 大学連携推進係長」に改め、同款市長公室の項中「広報課長」を「広報課長 政策企画課長」に、「自主広報第二係長」を「自主広報第二係長 政策企画係長」に、「調整第二係長」を「調整第二係長 調整第三係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

リニア誘致 推進室	リニア誘致 推進課長	リニア誘致推進係長
--------------	---------------	-----------

第1条第1項の表総合企画局の款市民協働政策推進室の項中「大学政策課長」及び「プロジェクト推進第三課長」を削り、「市民協働企画係長 市民協働推進係長 大学企画係長」を「市民協働係長」に改め、「プロジェクト第三係長」を削り、同款情報化推進室の項中「情報管理課長」を「情報管理課長 オープン化推進課長」に、「情報統計課長」を「情報統計課長 番号制度企画課長」に、「システム基盤最適化係長」を「システム基盤最適化係長 オープン化推進係長 システム開発係長 共通基盤係長」に、「統計調査係長 解析係長」を「統計調査係長 国勢調査係長 解析係長 番号制度企画係長」に改め、同表産業観光局の款商工部の項を次のように改める。

産業戦略部	産業総務課	庶務係長 計理係長 調査係長
	産業政策課	調整係長 企画第一係長 企画第二 係長 企業立地推進係長

商工部	中小企業振興課	経営支援係長 金融支援係長 雇用 創出係長
	商業振興課	企画係長 振興係長 地域商業活性化係長
	伝統産業課	工芸係長 染織係長

第1条第1項の表産業観光局の款新産業振興室の項中「企業立地推進課長」及び「企業立地推進係長」を削り、同款観光MICE推進室の項中「受入環境整備係長」を「受入環境整備係長 みらい観光計画推進係長」に改め、同表保健福祉局の款子育て支援部の項中「民営保育園係長」を「民営保育園係長 待機児童対策係長」に改め、同款長寿社会部の項中「施設福祉係長」を削り、「介護事業者第二係長」を「介護事業者第二係長 施設整備係長」に改め、同款保健衛生推進室の項中「動物愛護係長」を「動物愛護係長 事業推進係長」に改め、同表都市計画局の款都市企画部の項中

都市づくり 推進課	
都市計画課	調査係長 施設係長 地域係長

を

都市計画課	調査係長 施設係長 地域係長
-------	----------------

に改め、同項の次に次の1

項を加える。

まち再生・ 創造推進室	再生・創造 企画課長 空き家対策 課長 密集 市街地・細	空き家対策係長 密集市街地・細街 路対策係長

街路対策課 長

第1条第1項の表都市計画局の款都市景観部の項「風致第二係長 指導係長」を「風致第二係長」に、「審査係長 指導係長」を「審査係長 指導第一係長 指導第二係長」に改め、同款屋外広告物適正化推進室の項中「広告物指導課長」を「広告物指導課長 広告物法的措置課長」に改め、同款建築指導部の項中「細街路対策係長」を「建築相談第一係長 建築相談第二係長」に、「審査第三係長 建築相談第一係長 建築相談第二係長」を「審査第三係長」に改め、同款住宅室の項中「計理係長」を「調整管理係長」に改め、同表建設局の款土木管理部の項を次のように改める。

土木管理部	土木管理課	管理係長 計画調整係長 防災調査係長
	橋りょう健全推進課	調整係長 橋りょう第一係長 橋りょう第二係長 橋りょう第三係長
	河川整備課	調整係長 水辺環境計画係長 整備第一係長 整備第二係長 設備第一係長 設備第二係長 設備第三係長
	道路河川管理課	調整係長 道路占用係長 路上物件適正化係長 河川占用係長 技術審査係長 開発調整係長 指導係長
	道路明示課	調整係長 明示第一係長 明示第二係長 明示第三係長 台帳係長
自転車政策 推進室	自転車企画 課長 総合 計画推進課 長 啓発指	調整係長 計画推進係長 基盤整備係長 撤去啓発係長 撤去指導係長

導課長

第1条第1項の表建設局の款道路建設部の項中「建設第一係長 建設第二係長 建設第三係長 建設第四係長」を削り、

道路環境整備課	調整係長 道路環境計画係長 整備第一係長 整備第二係長 整備第三係長	を
---------	------------------------------------	---

道路環境整備課	調整係長 道路環境計画係長 整備第一係長 整備第二係長 整備第三係長
用 地 課	調整係長 换地審査係長 换地調査係長

に改め、同款水と緑環境部の

項を次のように改める。

みどり政策推進室	公園緑地課 長 緑化推進課長 公園管理課長	調整係長 計画係長 整備係長 緑化推進係長 道路の森づくり係長 街路樹育成係長 公園管理係長
----------	--------------------------	---

第1条第1項の表建設局の款都市整備部の項及び事業推進室の項を次のように改める。

都市整備部	市街地整備課	調査係長 指導係長 計画管理係長 積算係長 再開発施設管理係長
	整備推進課	調査係長 事業推進係長 計画換地係長

第1条第2項の表中

エネルギー戦略策定プロジェクトチーム	エネルギー政策に係る調査、研究及び企画に関する事務
--------------------	---------------------------

を

公共施設マネジメント推進プロジェクトチーム	公共施設の最適な維持管理及び有効活用を推進するための計画の策定に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務
-----------------------	--

に改め、同表アセット・マネジメント検討プロジェクトチームの項を削り、同表空き家対策推進プロジェクトチームの項及び四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームの項を次のように改める。

四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム	四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務
自転車政策推進プロジェクトチーム	自転車政策を総合的に推進するための取組に係る調査、研究及び企画に関する事務

第1条第4項中「、総合企画局国際化推進室及び建設局事業推進室」を「及び総合企画局国際化推進室」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「建設局事業推進室」を「建設局道路建設部道路建設課」に改め、「及び用地担当課長補佐又は用地担当係長」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 建設局道路建設部用地課に用地担当課長補佐又は用地担当係長を置く。

第1条第9項中「危機管理監、技監、企画監」を「産業戦略監、危機管理監、技術監理監」に改め、「、広報監、情報政策監」及び「、保健政策監」を削り、同条第14項中「総合企画局政策企画室」を「総合企画局総合政策室」に改め、「京都創生推進部長」の右に「又は大学政策部長」を加える。

第2条中第3項を削り、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 産業戦略監は、上司の命を受け、経済の活性化に関する重要政策を統括するとともに、

市長が特に必要があると認めるときは、局長その他職員を指揮監督する。

第2条第4項を次のように改める。

4 技術監理監は、上司の命を受け、技術的事項に係る調査及び研究に関する事務を総括する。

第2条中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、第12項を削り、第13項を第10項とし、第14項から第18項までを3項ずつ繰り上げ、第19項中「及び京都創生推進部長」を「、京都創生推進部長及び大学政策部長」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項から第28項までを3項ずつ繰り上げる。

第6条第3項ただし書中「京都創生推進部長」の右に「、大学政策部長」を加え、同条第4項本文中「、総合企画局国際化推進室及び建設局事業推進室」を「及び総合企画局国際化推進室」に改める。

第7条地球温暖化対策室の款第6号中「地球温暖化対策推進本部」を「地球環境・エネルギー政策推進本部」に改め、同款に次の1号を加える。

(8) 環境保全活動推進協会に関すること。

第7条環境企画部の款環境総務課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同条循環型社会推進部の款循環企画課の項中「循環企画課」を「ごみ減量推進課」に改め、同項第3号ただし書を削り、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事務の統轄に関すること。

(7) 一般廃棄物処理手数料(本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿を除く。)に係るものに限る。)の徴収に関すること。

第7条循環型社会推進部まち美化推進課の項第4号を削り、同項第5号中「ふん尿」を「一般廃棄物」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「本市が収集する一般廃棄物」を「粗大ごみ、ふん尿及び犬、猫等の死体」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「一般廃棄物処理手数料(本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿を除く。)及び粗大ごみに係るものに限る。)」を「粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から16号までを1号ずつ繰り上

げ、同項第17号中「循環企画課」を「ごみ減量推進課」に、「事業系廃棄物対策室」を「廃棄物指導課」に改め、同号を同項第16号とし、同項の次に次の1項を加える。

廃棄物指導課

- (1) 産業廃棄物の処理対策に関すること。
- (2) 廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。ただし、環境共生センター及びごみ減量推進課の所管に属するものを除く。
- (3) 廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものを除く。)の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設(浄化槽を除く。)の許可、認可、届出、指導及び監督に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関するものに限る。)に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務に関すること。
- (7) 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例による事務に関すること。
- (8) 産業廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料(一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物をクリーンセンターに搬入するときの手数料で、徴収の時期等について特別の取扱いをするものに限る。)の徴収に関すること。

第7条事業系廃棄物対策室の款を削る。

第8条総務部の款総務課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同款庁舎管理課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市庁舎の整備に関すること。

第8条総務部の款総務事務センターの項第6号中「及び電話」を「、電話及び複写機による複写」に改め、同条財政部の款財政課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条政策企画室の款第4号を削り、同款第5号を同款第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 大学のまち京都その他の大学に係る施策の企画及び推進に関すること。

第9条政策企画室の款第6号を削り、同款第7号中「企画」の右に「(政策の提言に関する

るものに限る。)」を加え、同号を同款第6号とし、同款中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 国立京都国際会館の管理に関すること。

(11) 京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）に関すること。

第9条政策企画室の款中第13号から第16号までを削り、第17号を第12号とし、第18号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 大学のまち交流センターに関すること。

第9条政策企画室の款第19号を同款第15号とし、同款第20号を同款第16号とし、同款中「政策企画室」を「総合政策室」に改め、同条市長公室の款第20号を同款第28号とし、同款第19号中「市民憲章推進者表彰審査会」を「評価条例第11条第1項に規定する委員会（政策及び施策の評価に関するものに限る。）」、行政評価調査会議、市民憲章推進者表彰審査会」に改め、同号を同款第27号とし、同款中第18号と第26号とし、第15号から第17号までを8号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の8号を加える。

(15) 基本構想及び基本計画に関すること。

(16) 世界文化自由都市宣言の推進に係る連絡及び調整に関すること。

(17) 都市の活力を高める政策に関する調査、研究及び企画に関すること。ただし、総合政策室の所管に属するものを除く。

(18) 国土形成計画、近畿圏整備計画その他広域計画に係る連絡及び調整に関すること。

(19) 国土利用計画法による市町村計画に関すること。

(20) 評価条例による事務の統轄に関すること。

(21) 評価条例による政策の評価に関すること。

(22) 評価条例による施策の評価に関する事務の統轄に関すること。

第9条市長公室の款の次に次の1款を加える。

リニア誘致推進室

(1) リニア中央新幹線の誘致に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第9条市民協働政策推進室の款第2号を削り、同款第3号を同款第2号とし、同款第4号中「京都市公有財産及び物品条例第13条に規定する委員会（室が所管する事務に関するものに限る。）」を削り、同号を同款第3号とし、同款中第5号を第4号とし、第6号を

削り、第7号を第5号とし、同条国際化推進室の款第6号中「外国人留学生」を「留学生」に改め、同款中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条情報化推進室の款中第14号を第15号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による事務に関すること。

第10条共同参画社会推進部の款男女共同参画推進課の項第2号中「保護」を「保護等」に改め、同項第3号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同条文化芸術都市推進室の款文化財保護課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「考古資料館」を「岩倉具視幽棲旧宅、考古資料館」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文化遺産の保存及び活用に関すること。

第11条商工部の款産業総務課の項及び産業政策課の項を削り、同款中小企業振興課の項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。

第11条商工部の款の前に次の1款を加える。

産業戦略部

産業総務課

(1) 局の庶務に関する事。

(2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。

(3) 区役所等との連絡及び調整に関する事。

(4) 指定管理者条例第16条に規定する委員会（第7号の公の施設に関するものに限る。）に関する事。

(5) 中央卸売市場第一市場及び中央卸売市場第二市場に関する事。

(6) 計量検査所に関する事。

(7) 勘業館及び京都館に関する事。ただし、施設の維持管理に関する事に限る。

(8) 局内の他の課及び室の主管に属しない事。

産業政策課

- (1) 産業及び観光に関する調査、企画並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 産業（農林畜水産業を除く。）の立地対策に関すること。
- (3) 工場等集団化助成審議会に関すること。
- (4) 勘業館及び京都館に関すること。ただし、産業総務課の所管に属するものを除く。

第11条新産業振興室の款第1号及び第3号中「商工部」を「産業戦略部、商工部」に改め、同款中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所に関すること。

第11条新産業振興室の款第12号を同款第10号とする。

第12条保健福祉部の款適正給付推進課の項第3号中「医療機関の指定」を「指定医療機関等の」に、「診療報酬の不正な」を「不正又は不当な診療内容又は診療報酬等の」に改め、同条障害保健福祉推進室の款第22号中「障害程度区分判定等審査会」を「障害支援区分判定等審査会」に改め、同款第25号中「洛西ふれあいの里」及び「。ただし、長寿社会部の所管に属するものを除く」を削り、同款第27号中「身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「障害者」に改め、同条生活福祉部の款地域福祉課の項第5号中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同款第16号を削り、同項第15号中「中央保護所」の右に「及び福祉ボランティアセンター」を加え、同項を同号第16号とし、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 臨時福祉給付金に関すること。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 子育て世帯臨時特例給付金に関すること。

第12条長寿社会部の款長寿福祉課の項第4号に次のただし書を加える。

ただし、介護保険課の所管に属するものを除く。

第12条長寿社会部の款長寿福祉課の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第12号とし、同項第17号中「老人デイサービスセンター、洛西ふれあいの里保養研修センター」、「特別養護老人ホーム」及び「老人短期入所施設」を削り、同号を同項第13号とし、同項第18号を同項第14号とし、同款介護保険課の項中第10号を第15号

とし、第9号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設に関すること。

第12条長寿社会部の款介護保険課の項第8号を同項第12号とし、同項第7号の次に次の4号を加える。

(8) 老人福祉施設の整備計画に関すること。

(9) 老人福祉施設に係る許可、認可及び届出に関すること。

(10) 有料老人ホームの設置に係る届出の受理に関すること。

(11) サービス付き高齢者向け住宅の入居者に提供する高齢者生活支援サービスの審査に関すること。

第13条都市企画部の款都市づくり推進課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

まち再生・創造推進室

(1) 空き家に係る対策の推進に関する施策の調査、企画、連絡及び調整に関するこ

(2) 密集市街地に係る対策の推進に関する施策の調査、企画、連絡及び調整に関するこ

と。

(3) 都市整備に係る施策の調査、企画、連絡及び調整に関するこ

(4) 細街路に係る対策の推進に関するこ。ただし、建築指導課の所管に属するものを

除く。

(5) まちづくりに係る支援及び誘導施策に関するこ。

(6) 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例による事務に関するこ。

(7) 景観・まちづくりセンターに関するこ。

第13条都市景観部の款風致保全課の項第1号中「第6号」の右に「及び次項第9号」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款風致保全課の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、開発指導課の所管に属するものを除く。

第13条都市景観部の款風致保全課の項第3号中「に関する制限」の右に「(風致地区等に係るものに限る。)」を加え、「風致地区等に係るものに限る」を「開発指導課の所管に属するものを除く」に改め、同項第4号中「事務」の右に「(風致地区等に係るものに限る。)」を加え、「風致地区等に係るものに限る」を「開発指導課の所管に属するものを除く」に改

め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同款開発指導課の項中第17号を第23号とし、第12号から第16号までを6号ずつ繰り下げる、第11号を第16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 宅地開発事業に係る緑地の確保のために保全すべき区域についての指導に関すること。

第13条都市景観部の款開発指導課の項中第10号を第15号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の4号を加える。

(1) 京都市風致地区条例による事務（措置命令並びにこれに係る報告又は資料の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。

(2) 京都市自然風景保全条例による事務（措置命令並びにこれに係る監督処分台帳の作成、閲覧及び写しの交付、報告又は資料の要求並びに立入調査等に関するものに限る。）に関すること。

(3) 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例による建築物等の形態意匠に関する制限（措置命令並びにこれに係る報告の要求及び立入検査に関するものに限る。）に関すること。ただし、風致地区等に係るものに限る。

(4) 京都市眺望景観創生条例による事務（措置命令並びにこれに係る通知、報告又は資料の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。ただし、風致地区等に係るものに限る。

第13条都市景観部の款開発指導課の項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 古都法、都市緑地法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律による事務（原状回復命令又はこれに代わるべき必要な措置並びに報告の要求及び立入調査等に関するものに限る。）に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第15号中「建築審査会」の右に「及び建築紛争調停委員会」を加え、同号を同項第19号とし、同項第14号に次のただし書きを加える。

ただし、建築審査課の所管に属するものを除く。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第14号を同項第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

(16) 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による事務に関すること。

(17) 京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例による事務に関すること。

(18) 葬祭場の建築等に関する指導要綱に関すること。

第13条建築指導部の款建築指導課の項第13号中「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を「京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例」に、「歴史的細街路の指定」を「事務」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号に次のただし書きを加える。

ただし、狭い道路に関するものに限る。

第13条建築指導部の款建築指導課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築の紛争の調整に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項第1号中「、指導及び紛争の調整」を「及び指導」に改め、同項第8号中「昇降機及び遊戯施設に係る」を削り、同項第14号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第18号を次のように改める。

(18) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例による事務（建築物の地震に対する安全性に係る指導、審査及び検査に関するものに限る。）に関すること。

第13条建築指導部の款建築審査課の項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、第25号を削り、第26号を第24号とし、同項第27号中「建築紛争調停委員会及び」を削り、同号を同項第25号とし、同条公共建築部の款企画設計課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が所有する建築物の新築及び増改築並びに建築設備の新設及び増設に係る産業観光局に対する技術的指導に関すること。ただし、工務監理課の所管に属するものを除く。

第13条公共建築部の款整備支援課の項第3号中「第8号」を「第9号」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が所有する建築物の建築改修設計及び設備改修設計に係る産業観光局に対する技術的指導に関すること。

第13条公共建築部の款工務監理課の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、

第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所が所有する建築物の工事の監督に係る産業観光局に対する技術的指導に関すること。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第14条土木管理部の款調整管理課の項中「調整管理課」を「土木管理課」に改め、同項第2号中「、橋りょう」を削り、同項第4号中「、里道及び橋りょう」を「及び里道」に改め、「ただし、」の右に「橋りょう健全推進課」を加え、同項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次の2項を加える。

橋りょう健全推進課

- (1) 橋りょう及び道路（橋りょうの補修、改良等に係るものに限る。）の補修、改良の調査及び計画並びに工事に関すること。ただし、道路建設部の所管に属するものを除く。
- (2) 橋りょうの維持管理及び改修の統轄に関すること。
- (3) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。
- (4) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (5) 登記に関すること。

河川整備課

- (1) 浸水防除に関する調査及び計画に関すること。
- (2) 河川環境の整備及び保全に関する調査及び計画に関すること。
- (3) 河川、水路等の新設、改良及び補修工事に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (4) 排水機場に関すること。
- (5) 京都駅南口駅前広場地下機械式自転車駐車場の建設に係る設備工事に関すること。
- (6) 公共土木施設の付属施設の設備に係る維持管理に関すること。
- (7) 他の局の事業に係る土木工事の実施に関すること。ただし、環境政策局及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (8) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。
- (9) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (10) 登記に関すること。

第14条土木管理部の款自転車政策課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

自転車政策推進室

- (1) 自転車等の放置防止及び駐車対策に関すること。ただし、土木事務所及び都市整備部の所管に属するものを除く。
- (2) 自転車に関する施策の推進に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 京都市自動車放置防止条例に関する事務の統轄に関すること。
- (4) 道路、里道及び水路等に放置された自動車並びに本市が公共の用に供する場所以外の場所に放置された自動車に係る廃自動車の認定に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。
- (5) 本市が設置する駐車場に関すること。ただし、土木管理部、土木事務所、都市整備部及び都市計画局の所管に属するものを除く。
- (6) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。
- (7) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (8) 登記に関すること。
- (9) 自転車等駐車対策協議会及び廃自動車認定等委員会に関すること。
- (10) 都市整備公社に関すること。

第14条道路建設部の款道路建設課の項第2号中「事業推進室及び」を削り、同項第3号中「及び」の右に「鉄道関連事業並びに」を加え、「これ」を「これら」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「改良」の右に「(道路改良を伴うものに限る。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (8) 稲荷山トンネル安全対策委員会に関すること。

第14条道路建設部の款に次の1項を加える。

用地課

- (1) 局の事業に係る公共用地及び建物等の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関する事。ただし、都市整備部の所管に属するものを除く。
- (2) 公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせんに関する事。

第14条道路建設部の款の次に次の1款を加える。

みどり政策推進室

- (1) 緑化の推進に関する調査、企画、連絡及び調整に関する事。
- (2) 公園及び緑地の調査及び計画に関する事。

- (3) 公園及び緑地の新設及び大規模改修工事に関すること。
- (4) 公園及び緑地の改良及び管理に関する事務の統轄に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (5) 京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例による事務に関すること。
- (6) 京都府福祉のまちづくり条例による証票の交付、協議、特定まちづくり施設の設置者に対する報告の要求、立入調査及び特定まちづくり施設の設置の計画を通知した者に対する要請（公園に関するものに限る。）に関すること。
- (7) 街路樹及び苗ほの管理並びに植樹に関する事務。ただし、みどり管理事務所の所管に属するものを除く。
- (8) 市庁舎、事業所等の庭園及び樹木の維持管理に関する事務。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。
- (9) 宅地開発事業に係る公園及び緑地の建設の指導に関する事務。
- (10) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事務。
- (11) 工事用材料等の現場検収に関する事務。
- (12) 登記に関する事務。
- (13) 都市緑化審議会に関する事務。
- (14) みどり管理事務所に関する事務。
- (15) 大宮交通公園、梅小路公園（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理させる区域に限る。）及び宝が池公園子どもの楽園に関する事務。
- (16) 都市緑化協会に関する事務。

第14条水と緑環境部の款及び事業推進室の款を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（行財政局人事部人事課）